

令和4年2月

## 授業実施に伴うガイドライン（第7版）

工 学 部  
工 学 研 究 科

令和3年10月26日付け、日本大学「令和4年度 授業実施の取扱いについて（通知）」に基づき次のとおり取扱う。

- 1 対象年度 令和4年度
- 2 授業実施について
  - ①対面授業中心とした授業実施方針とする。
  - ②科目特性と履修人数を考慮して、感染予防が取りにくい場合は、対面授業とオンライン授業を適切に組み合わせて実施する。
  - ③システム内の各種授業資料について、学期中は履修者が資料を確認できる状態を維持する。
  - ④対面授業の実施に当たっては、新型コロナウイルス感染症の状況により、オンライン授業に変更する可能性があることから、オンライン授業への変更を視野に入れた上で対面授業を実施する。
  - ⑤基礎疾患、感染リスク及び特別配慮などの理由から、対面授業への出席が困難な学生に対して、オンライン授業（オンデマンド又は同時双方向）による対応を行い、履修上、不利益とならないように配慮する。
- 3 シラバスと授業について
  - ①授業の実施方式が変わってもシラバス記載の「授業の目的」、「教育目標」、「授業の概要」については変更がないことから変更を行わない。
  - ②授業実施方法については、シラバスの「授業実施形態」項目に、次のいずれかの内容を追記する。
    - (1)「対面授業により実施する」
    - (2)「対面授業とオンライン授業を併用して実施する」
    - (3)「オンライン授業により実施する」例 講義科目（対面授業により実施する）
  - ③オンライン授業の実施に伴い、シラバスの「授業計画」、「達成度評価の方法」及び「成績評価」が変更になる場合には修正を行う。
  - ④学期中にシラバスを変更する場合には、履修者に周知した上で教務課に連絡する（修正ができるように教務課で設定を行うため）。
- 4 オンライン授業時の出席管理について  
オンライン授業の出席管理については、「課題」、「レポート」、「確認テスト」などにより出席管理を行い、授業担当者がポータルサイトに定期的に

登録することにより管理を行う。出席状況は保護者に公開している関係上、適宜、ポータルサイトへの反映を行う。

また、「課題」等の提出締切りについては各科目の教育効果や授業計画により適切に設定するが、体調不良、ネットワーク障害、通学及び諸般の事情によりオンライン授業（又は対面授業）に参加が困難な学生がいることも想定されるため、締切後の「課題」等の提出についても出席として認めるなど、履修上、不利益とならないよう配慮する。

なお、出欠管理用の「課題」等の分量については、過度とならないように配慮する。

## 5 着座位置の記録

対面授業実施時、万が一、新型コロナウイルス感染症への感染が確認された場合の追跡調査用として、授業毎に着座位置を記録する。

## 6 補習授業について

単位に対する学修時間又は教育効果の観点から、必要に応じて対面授業やオンライン授業により補習授業を実施する。

## 7 科目に対するフォローについて

教育目標の達成に向け、今後の学修や卒業への影響を考慮し、対面又はオンライン形式で補習や追試等を行い、必要に応じて次のとおり成績の再評価を行う。

- ①原則、「D評価」の学生を対象とする。ただし、特別の事情があると判断される場合には、「E」評価の学生も対象とすることができる。
- ②再評価後の成績について、合格への訂正を行う場合は、成績訂正表を教務課に提出する。

## 8 対面授業科目担当者の新型コロナウイルス罹患や濃厚接触等に伴う授業対応について

- ①他の科目担当者により対面授業の実施が可能な場合には代替の科目担当者により対面授業を実施する。
- ②代替科目担当者による対面授業の実施ができない場合には、体調に留意しオンライン授業に変更して実施する。なお、療養期間等が終了し、対面授業の実施が可能となった場合には対面授業に変更して実施する。

## 9 その他

- ①本ガイドラインの内容については、新型コロナウイルス感染症等の状況に応じて、都度、見直しを行う。
- ②本ガイドラインに記載のない事項については、日本大学並びに文部科学省及び厚生労働省から発出される通知等に準じることとする。

以 上